

誓約書

(個人用)

私は、古物営業法第4条第1号から第9号までに掲げる

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、又は古物営業法第31条に規定する罪（無許可で古物営業を営んだ者、偽りその他不正の手段により古物商及び古物市場主の許可を受けた者、自己名義の許可で他人に古物営業を営ませた者、古物営業法第24条の規定による許可の取消及び停止処分命令に違反した者）若しくは刑法第235条（窃盗）、第247条（背任）、第254条（遺失物横領）若しくは第256条第2項（盗品等運搬、保管、有償譲り受け、有償処分あつせん）に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者（刑の執行猶予中の者を含む）
- 3 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して3年を経過しないもの
- 5 住居の定まらない者
- 6 古物営業法第24条第1項の規定により、その古物営業の許可を取り消され、当該取消の日から起算して5年を経過していない者（法人にあつては聴聞の期日が公示された日前60日以内に役員であつて取消の日から起算して5年を経過していない者を含む）
- 7 古物営業法第24条第1項の規定による許可の取消に係る聴聞の期日及び場所が公示された日から取消の日までの間に許可証の返納をした者で当該返納の日から起算して5年を経過しない者
- 8 心身の故障により古物商又は古物市場主の業務を適正に実施することができない者として国家公安委員会規則で定めるもの
- 9 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者。ただし、その者が古物商又は古物市場主の相続人であつて、その法定代理人（法人である場合は役員も含む）が上記1から8のいずれにも該当しない場合を除くものとする。

のいずれにも該当しないことを誓約します。

令和 年 月 日

北海道公安委員会 殿

住所

氏名

(印)

誓約書

(管理者用)

私は、古物営業法第13条第2項に掲げる

- 1 未成年者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、又は古物営業法第31条に規定する罪（無許可で古物営業を営んだ者、偽りその他不正の手段により古物商及び古物市場主の許可を受けた者、自己名義の許可で他人に古物営業を営ませた者、古物営業法第24条の規定による許可の取消及び停止処分命令に違反した者）若しくは刑法第235条（窃盗）、第247条（背任）、第254条（遺失物横領）若しくは第256条第2項（盗品等運搬、保管、有償譲り受け、有償処分あつせん）に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者（刑の執行猶予中の者を含む）
- 4 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して3年を経過しないもの
- 6 住居の定まらない者
- 7 古物営業法第24条第1項の規定により、その古物営業の許可が取り消され、当該取消の日から起算して5年を経過していない者（法人にあつては聴聞の期日が公示された日前60日以内に役員であつて取消の日から起算して5年を経過しないものを含む）
- 8 古物営業法第24条第1項の規定による許可の取消に係る聴聞期日及び場所が公示された日から取消の日までの間に許可証の返納をした者で当該返納の日から起算して5年を経過していない者
- 9 心身の故障により管理者の業務を適正に実施することができない者として国家公安委員会規則で定めるもの

のいずれにも該当しないことを誓約します。

令和 年 月 日

北海道公安委員会 殿

住所

氏名

印

誓約書

(役員用)

私は、古物営業法第4条第11号に基づき、同条第1号から第8号までに掲げる

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、又は古物営業法第31条に規定する罪（無許可で古物営業を営んだ者、偽りその他不正の手段により古物商及び古物市場主の許可を受けた者、自己名義の許可で他人に古物営業を営ませた者、古物営業法第24条の規定による許可の取消及び停止処分命令に違反した者）若しくは刑法第235条（窃盗）、第247条（背任）、第254条（遺失物横領）若しくは第256条第2項（盗品等運搬、保管、有償譲り受け、有償処分あっせん）に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者（刑の執行猶予中の者を含む）
- 3 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して3年を経過しないもの
- 5 住居の定まらない者
- 6 古物営業法第24条第1項の規定により、その古物営業の許可を取り消され、当該取消の日から起算して5年を経過していない者（法人にあっては聴聞の期日が公示された日前60日以内に役員であって取消の日から起算して5年を経過しないものを含む。）
- 7 古物営業法第24条第1項の規定による許可の取消に係る聴聞期日及び場所が公示された日から取消の日までの間に許可証の返納をした者で当該返納の日から起算して5年を経過しない者
- 8 心身の故障により古物商又は古物市場主の業務を適正に実施することができない者として国家公安委員会規則で定めるもの

のいずれにも該当しないことを誓約します。

令和 年 月 日

北海道公安委員会 殿

住所

氏名

印